



2024年5月15日

各 位

会社名 株式会社日清製粉グループ本社  
代表者名 取締役社長 瀧原 賢二  
(コード番号 2002 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 安達 令子  
総務本部広報部長  
TEL (03) 5282-6650(代表)

## 当社取締役等に対する株式報酬制度の株式追加取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年より導入している当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員（以下「取締役等」という。）、並びに当社グループの主要な子会社（以下「対象子会社」という。当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（以下「対象子会社取締役」という。また、取締役等と対象子会社取締役を併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の支給水準を引き上げることとし、本制度を運用するために当社が設定した信託（以下「本信託」という。）による当社株式の追加取得を行うための原資となる金銭の追加拠出を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本信託による当社株式の追加取得の理由

当社及び対象子会社は、対象取締役等を対象に、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることを目的として、本制度を導入しました。

本制度は、対象取締役等に対し、対象取締役等の役位等に応じて設定された株式報酬基準額に基づき、当社株式（株式交付部分）と納税対応の観点からの金銭（金銭給付部分）を毎年交付及び給付するインセンティブプランです。

今般、当社では、対象取締役等の報酬について、当社グループの規模及び事業領域に応じた適正水準の確保や中長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能することを目指し、その構成や水準の見直しを行いました。

見直しの結果、より一層、企業価値に連動した報酬構成とすべく、株式報酬の割合を従前よりも高めていくこととし、本制度の支給水準を引き上げることとしました。

これにより、2023年5月10日付「当社取締役等に対する株式報酬制度の継続に関するお知らせ」（以下「前回開示」という。）で開示しました追加信託金の額では対象取締役等に交付される当社株式の総数の取得に不足が生じるため、今般、再度追加信託を行い、本信託による当社株式の追加取得を行うこととしました。

なお、本信託の詳細につきましては、2017年5月12日付「当社取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

#### 2. 金額及び株式数の上限の変更

本制度に基づいて対象会社が本信託に拠出する額と金銭給付部分の額との合計額は、対象期間（3年度）ごとに、合計 990 百万円（1 年度当たり 330 百万円相当）を上限とし、また、本制度に基づいて対象取締役等に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、対象期間（3年度）ごとに、合計 94 万株を上限としておりましたが、本制度の支給水準の引き上げに伴い、対象子会社取締役分の金額及び株式数の上限を引き上げ、それぞれ対象会社全体で合計 1,110 百万円（1 年度当たり 370 百万円）及び合計 96 万株に変更いたします。対象子会社の一部では、本信託に拠出する額と金銭給付部分の額との合計額及び本制度に基づいて対象子会社取締役に株式交付部分として交付される当社株式の総数に関して各対象子会社の株主総会で承認を得ております上限の引き上げが必要となりますため、上記金額及び株式数の上限の引上げは、当該対象子会社の株主総会において本制度の変更に関する承認を得ることを条件とします。

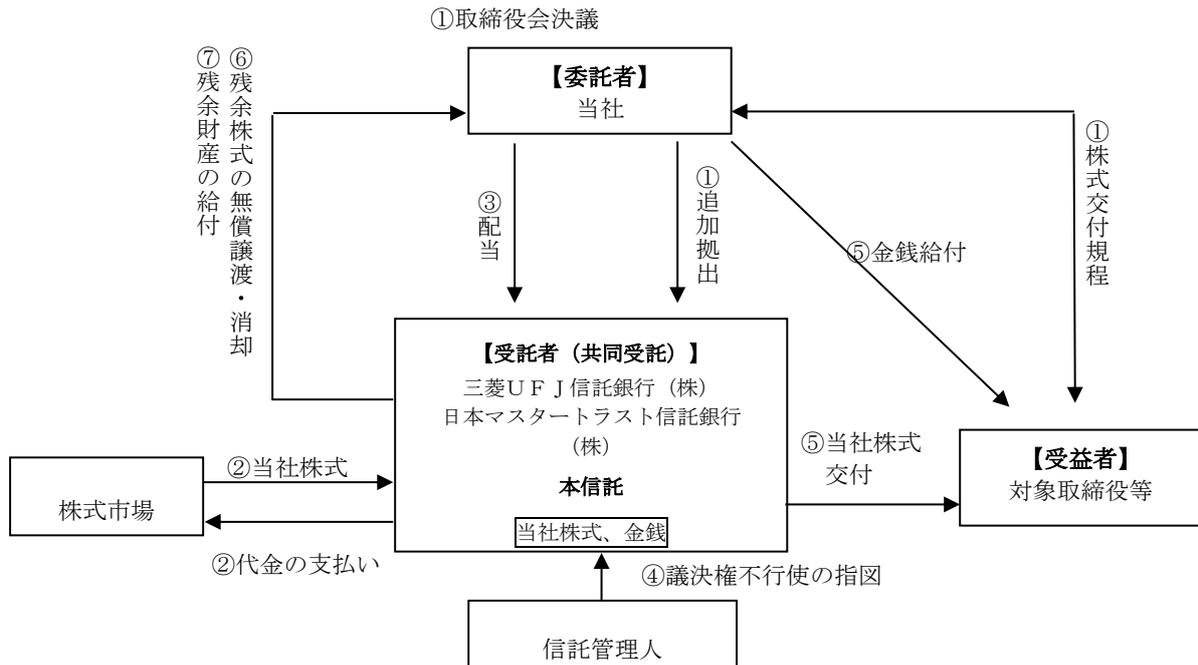
なお、当社の取締役分の金額の上限については、従来通り対象期間ごとに合計 300 百万円（1 年度当たり 100 百万円相当）を上限とし、当社の取締役に株式交付部分として交付される当社株式の総数については、従来通り対象期間ごとに、35 万株を上限とします。

### 3. 本信託の概要

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 信託の種類       | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| (2) 信託の目的       | 対象取締役等に対するインセンティブの付与   |
| (3) 委託者         | 当社   |
| (4) 受託者         | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）  |
| (5) 受益者         | 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者   |
| (6) 信託管理人       | 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）   |
| (7) 信託の期間       | 2023年8月1日～2026年7月末日  |
| (8) 議決権の取扱い     | 行使しない  |
| (9) 取得株式の種類     | 当社普通株式   |
| (10) 追加信託金の額    | 約 78 百万円（予定）（信託報酬・信託費用として別途信託内に残存する金銭を充当）<br>なお、上記金額には、前回開示に記載した追加信託金を含みません。   |
| (11) 今後の株式の取得時期 | 各対象会社の本制度の変更に関する取締役会承認決議及び一部の対象子会社の株主総会決議後、下記の各期間、下記の額の当社株式を取得するまで<br>① 2024年度 約 25 百万円（予定）<br>前回開示に記載した 2024 年度の株式取得（2024 年 7 月 1 日～2024 年 7 月 20 日に約 198 百万円の取得を予定）が完了した日の翌々営業日から 10 日間（予定）<br>② 2025年度 約 53 百万円（予定）<br>前回開示に記載した 2025 年度の株式取得（2025 年 7 月 1 日～2025 年 7 月 20 日に約 198 百万円の取得を予定）が完了した日の翌々営業日から 10 日間（予定） |

- (12) 株式の取得方法 株式市場より取得
- (13) 帰属権利者 当社
- (14) 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

<ご参考/本信託の仕組み>



- ① 対象会社は、対象会社ごとに、取締役会において本制度の支給水準の引上げに関する決議を得ます。対象子会社は、必要に応じて、株主総会において、対象子会社取締役に關し本信託に拠出する額と金銭給付部分の額との合計額の上限及び対象子会社取締役に株式交付部分として交付される当社株式の総数の上限の引上げに関する株主総会の承認決議を得ます。対象会社は、対象会社ごとに、本制度導入時に、本制度の内容に係る株式交付規程を制定しています。当社は、対象取締役等に対する株式報酬の原資となる金銭を本信託に拠出します。
- ② 本信託は、信託管理人の指図に従い、①で信託された金銭を原資として、信託期間中の毎年の一定時期に当社株式を株式市場から取得します。
- ③ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ④ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権は行使されないものとします。
- ⑤ 信託期間中の毎年特定日に、受益者要件を充足した対象取締役等は、各対象会社の株式交付規程に従い、株式報酬基準額を基礎として算定された当社株式（及び金銭）を受領します。
- ⑥ 信託期間満了時に残余株式が生じる場合、信託契約の変更及び追加信託を行う若しくは残余株式を本信託と実質的に同一目的の信託において活用することにより本制度を継続するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社がこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑦ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、受益者要件を充足する各対象取締役等への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。この場合には、当社の取締役及び対象子会社取締役の報酬の原資として拠出される金銭の額は、各対象会社の株主総会でそれぞれ承認を受けた上限に服するものとします。

以 上